

## (仮称) 室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例 逐条解説 (案)

### (目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で安心な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に資することを目的とする。

### 1 趣旨

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものである。

### 2 解説

(1) 暴力団は、市民生活の場に深く介入し、暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えます。

この条は、市民、事業者及び行政が一体となって暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活の確保や社会経済活動の健全な発展に寄与することなど、この条例の目的について定めています。

(2) 「市」とは、市の執行機関の全てをいいます。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。

(4) 市民 市内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び地域活動団体等をいう。

(5) 事業者 市内において商業、工業その他の事業活動を行う者及び市内に所在する土地又は建築物等を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

### 1 趣旨

本条は、本条例における用語の定義を規定したものである。

### 2 解説

(1) 本条例の用語の意味などを定めています。

(2) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定されている「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれのある団体」をいいます。

(3) 第2号の「暴力団員」とは、法第2条第6号の規定のとおり、暴力団の構成員をいいます。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるという認識の下で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とし、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係機関及び団体による相互の連携及び協力の下に推進しなければならない。

1 趣旨

本条は、室蘭市からの暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定したものである。

2 解説

- (1) 市及び市民等が暴力団の非社会性を認識し、暴力団排除活動を一丸となって推進していく上で、活動の概念となる基本理念について定めています。
- (2) 「暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在である」とは、暴力団が不当な要求行為などにより市民の安全で平穏な生活を脅かしている存在であること、組織的に行使する暴力等を背景とした威力を利用して資金獲得活動を行っている等、社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であることをいいます。
- (3) 「暴力団を恐れない」とは、暴力団の本質を理解し、暴力団に対する誤ったイメージによる恐怖から脱却することをいいます。
- (4) 「暴力団に対して資金を提供しない」とは、暴力団を助長するような金銭・物品・有価証券・労務などの金品その他財産上の利益を提供しないことをいいます。
- (5) 「暴力団を利用しない」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団の威圧の利用はもちろんのこと、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用しないことをいいます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

1 趣旨

本条は、市が暴力団の排除を行う上で、市単体で暴力団排除を行うのではなく、道や警察等の関係機関と連携を図ることにより、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを市の責務として規定したものである。

2 解説

- (1) 「その他関係機関」とは、北海道警察や 公益財団法人北海道暴力追放センター、職域の暴力追放運動推進協議会等をいいます。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自主的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民及び事業者（以下「市民等」という。）は、暴力団排除に資すると認められる情報を取得したときは、市又は警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

## 1 趣旨

本条は、暴力団の排除を推進していく上での市民等の取り組み方、事業者の事業活動のあり方及び市が実施する施策への協力や情報提供に努めるという市民等の責務・役割について規定したものである。

## 2 解説

(1) 第1項では、暴力団の排除を実現するためには、警察の取り締まりや行政機関の努力のみだけでは不十分であることから、市民等は、市や関係機関等と連携を図り暴力団排除のための活動を自主的に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めることを定めています。

(2) 第2項では、事業者が事業を営むに当たり、暴力団排除の取り組みを推進していくことは、事業者の社会的責任であるため、暴力団を利することがないよう、事業者の責務を明確に定めています。

(3) 第2項の「暴力団を利すること」とは、事業者が行う事業が暴力団にとって有益となり、暴力団の勢力拡大に繋がることをいいます。

(4) 第2項の「協力する」とは、市等が実施する暴力団の排除に関する行事や広報啓発活動に参加することなどをいいます。

(5) 第3項の「暴力団排除に資すると認められる情報」とは、暴力団の犯罪に関する情報のみならず、暴力団の集金システムに関する情報等の暴力団の活動実態に係る情報、暴力団事務所の所在地等の暴力団の組織実態に関する情報など、市民の常識的な判断によって暴力団の排除に資すると認められるものをいいます。

(市の事務事業における措置)

第6条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（以下「市の事務事業」という。）の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の市の事務事業に関する契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員から不当要求行為を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって暴力団員から不当要求行為を受けたことを知ったときは、市に報告するとともに、警察に通報するなど、必要な協力を行うよう義務付けるものとする。

4 市は、市の事務事業に関する契約の相手方が、前項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、市が実施する入札に参加させないなど、必要な措置を講ずるものとする。

## 1 趣旨

本条は、暴力団の排除を率先して行うべき市が、その実施する事務又は事業において、暴力団を利することとならないよう、市が暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずることを規定したものである。

## 2 解説

- (1) 市が実施する全ての事務及び事業について、暴力団を利するようなことは許されません。市が実施する事務及び事業の全般から暴力団を排除するために、市が必要な措置を講ずることについて定めています。
- (2) 第1項の「建設工事その他の市の事務又は事業」とは、市が発注する建設工事のみならず、市が実施する事務又は事業の全てをいいます。
- (3) 第1項の「市の事務又は事業の執行により暴力団を利する」とは、市の事務又は事業を通じ暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなく行う行為も含まれます。

(公の施設に係る措置)

第7条 市長は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の第1項に規定する公の施設をいう。）が、暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

## 1 趣旨

本条は、暴力団員が市の公の施設を利用することにより、暴力団員に利益をもたらすことがないように必要な措置を講ずるものとして規定したものである。

公の施設の利用に関する事務も、市の事務及び事業の一つである。

市民の税金により設置された公の施設が暴力団の活動に利用されることは断じて阻止しなければならないのはもちろん、公の施設において、暴力団の資金獲得及び示威活動を容認することは、暴力団排除活動を推進させていく市の立場を明確にするためにも避けなければならない。そのため、第6条から特化し本条を規定したものである。

## 2 解説

- (1) 市長は、公の施設を暴力団の利益をもたらす活動に利用されることのないようにするため必要な措置を講ずることを定めています。
- (2) 「暴力団の活動に利用」とは、公の施設内で暴力団員が多数集まり、組織の利益のために使用することをいいます。このため、暴力団員が利益のためではなく個人的に利用（例えば、個人的に図書館を利用するなど）する場合は、本条に該当しないこととなります。
- (3) 「必要な措置」とは、既に暴力団員に公の施設の利用を許可している場合において、暴力団の活動に利用されると認められるときは、利用の取消しを行うことなども含まれます。

(市民等に対する支援)

第8条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

## 1 趣旨

本条は、市民等の自主的な暴力団の排除活動の促進を図るため、市民等に情報の提供、その他の必要な支援を行うことを規定したものである。

## 2 解説

- (1) 市民等が独自の力で暴力団の排除活動の実施を行おうとしても、必要な情報やノウハウを保有しないため、実効性の高いものとすることは困難なことから、市が保有する暴力団に関する情報の提供やその他必要な支援を定めています。
- (2) 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団の排除のための活動に資する情報の提供をいいます。
- (3) 「その他の必要な支援」とは、市民等が推進する暴力団の排除のための活動に資する支援全般を指し、具体的には、暴力団員に対する対処方針及び対処方法に関する助言や指導、業種又は地域別に応じた活動を行うことについての助言や指導、各種暴力団の排除活動の行事に関する協力及び後援などをいいます。

なお、暴力団の排除の活動を行う者は、暴力団の組織力を背景とした暴力等により危険にさらされるおそれがあるため、市民等が安心して暴力団排除のための活動に取り組めるよう安全確保に配慮するものとします。

(広報及び啓発)

第9条 市は、市民等が暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

## 1 趣旨

本条は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、市が広報及び啓発を行うことについて規定したものである。

## 2 解説

暴力団の排除を実現するためには、市民等が自主的かつ組織的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であり、そのためには暴力団の排除に関して知見を有する市が、広報及び啓発を行うことにより、市民等にその重要性についての理解を深めさせることが必要です。

(利益供与の禁止)

第10条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

## 1 趣旨

本条は、市民等が、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品や財産上の利益の供与を禁止することを規定したものである。

## 2 解説

- (1) 「暴力団の活動」とは、違法・合法を問わず暴力団が行う活動をいいます。例えば、暴力団が運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売などの違法な活動や、暴力団員による役務の提供などの合法的な活動が挙げられます。
- (2) 「暴力団員等が指定した者」とは、暴力団員等が市民に対して利益の供与をする相手先として指定した個人及び団体をいいます。
- (3) 「金品その他の財産上の利益」とは、金銭、物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供など、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいいます。
- (4) 「供与」とは、相手方に金銭、物品等の利益を提供し取得させることをいいます。有償か無償かは問わず、また、物々交換など相当の反対給付を伴うものであっても、これに該当し得るといえます。

(委任適用)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 1 趣旨

本条は、この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合、市長が定めることについて規定したものである。

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

#### 1 解説

この条例の施行の日について定めたものです。